

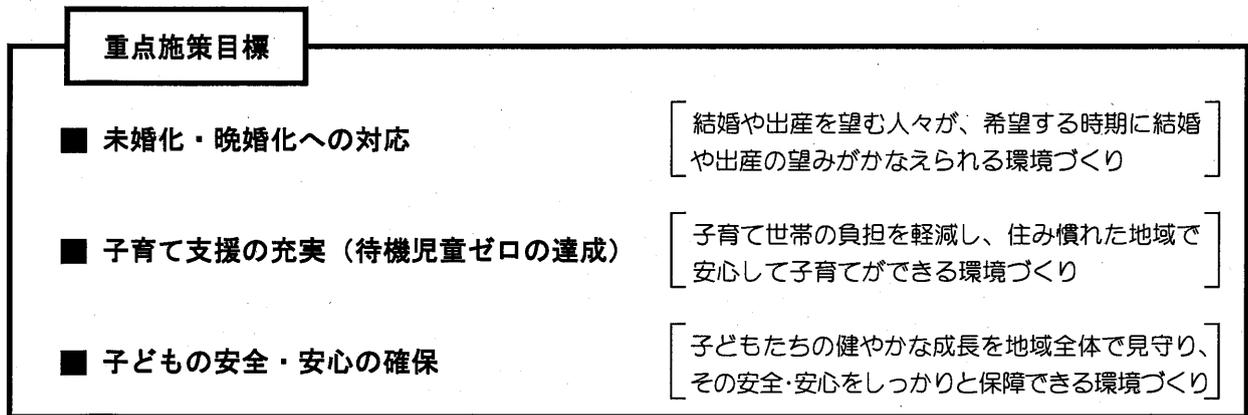
# 第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」 推進状況（平成27年度）の概要

## I 作成の趣旨

- 道では、平成16年10月に制定した「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（以下「条例」という。）」において実施計画を定めることとしており、現在、第三期（期間：平成27年度～平成31年度）の「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（以下「第三期計画」という。）」を策定し、全庁挙げて少子化対策の推進に努めています。
- 本計画の推進状況は、条例第21条の規定に基づき、毎年公表することとされており、今般、平成27年度の推進状況を取りまとめ、公表するものです。

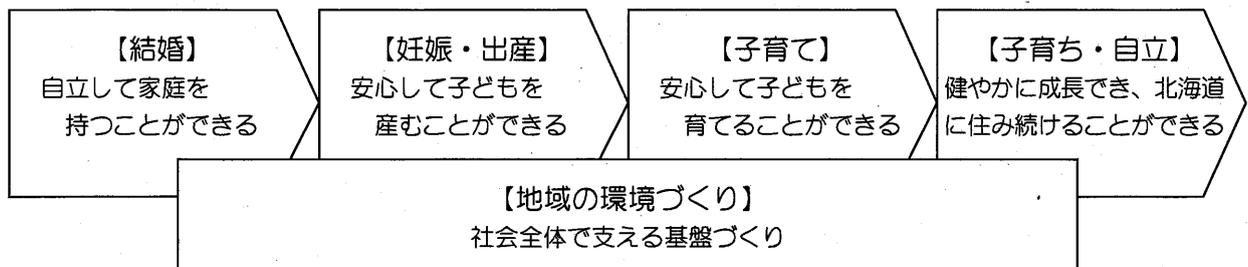
## II 重点施策目標等

- 第三期計画では、重点施策目標に「未婚化・晩婚化への対応」、「子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）」、「子どもの安全・安心の確保」の3つを掲げ、目標達成に向けた施策の展開に重点的に取り組むこととしています。



- また、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージとそれを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ステージに盛り込んだ少子化に関連する施策や事業を総動員し、総合的かつ計画的に推進することとしています。

〔計画の構成〕



### Ⅲ 計画の推進状況の概要

重点施策目標 1	未婚化・晩婚化への対応
結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかなえられる環境づくり	

#### (1) 現状

本年5月に公表された平成27年人口動態統計月報年計（概数）によると、本道の平成27年の合計特殊出生率は1.29と、依然として、全国の1.46を下回っています。また、平均初婚年齢、第1子出生時の母の平均年齢も上昇しており、晩婚化や晩産化の傾向が続いています。

#### (2) 取組実績

- 平成27年9月に「北海道コンカツ情報コンシェル」を開設し、結婚を望む方の希望が実現するよう、相談支援やセミナーの開催等を行うとともに、14振興局毎に、市町村や地域の関係機関による「結婚支援協議会」を設置し、地域の特性に応じた結婚支援事業などに取り組んできました。
  - 北海道コンカツ情報コンシェル（結婚サポートセンター）
    - ・H27.9開設（札幌市）
    - ・相談件数～延べ863件、婚活セミナー（14回）開催、結婚応援フォーラム（2回）
  - 結婚支援協議会（14振興局毎に設置）
    - ・交流イベント：8件（参加者463名）、婚活者向け講座等：10件（参加者197名）
- 大学生や高校生等を対象として、結婚や家庭を築くことの意義などを伝え、自己の将来を考える機会を提供するための出前講座を64校2施設で実施するとともに、大学と連携した公開セミナーの開催などに取り組んできました。
  - 次世代教育
    - ・実施学校等 66か所（20大学、40高校、4中学、2施設）、受講者数 5,001名
  - 大学と連携した公開セミナー
    - ・函館短期大学 H28.2.13開催 テーマ「親になること、いのちをつなぐこと」
- 周産期母子医療センターやへき地の産科医療機関への運営費支援などにより、周産期医療体制の確保を図るとともに、妊産婦や新生児の救急時の円滑な搬送体制の構築に取り組んできました。また、不妊等に悩む方のため、不妊専門相談センターにおいて専門的な相談支援を行うとともに、特定不妊治療費助成事業に取り組んできました。

#### (3) 主な目標値の状況

項目	目標		H27実績	摘要
	事業量	年次		
婚活セミナーの開催数	延べ 35か所 (H27～31の5年間)	H31	14か所	
次世代教育のための出前講座実施数(大学数)	延べ120校 (H27～31の5年間)	H31	20校	

#### (4) 今後の対応

- 「北海道コンカツ情報コンシェル」において、相談支援等の事例を蓄積しながら、14振興局に設置した「結婚支援協議会」と連携し、効果的な結婚支援の取組を進めます。
- 大学生等を対象とした「次世代教育」については、学校等の実施希望も年々増加しており、さらなる実施学校数の拡大や、社会人である若者等を対象とした講座の開催などに取り組みます。
- 地域で安心して子どもを産むことができるよう、引き続き、周産期医療体制の整備や、妊婦等の様々な負担の軽減、不妊や不育に悩む方への支援に努めます。

**重点施策目標 2****子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）**

子育て世帯の負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくり

**(1) 現状**

平成27年度の保育所の定員数や認定こども園の設置数は、概ね目標どおりの整備が図られていますが、依然として待機児童の解消には至っていません。また、保護者の様々なライフスタイルに応じて、多様な保育サービスのニーズが高まってきております。

**(2) 取組実績**

○ 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育等のサービス量の確保のため、保育所や認定こども園の整備を支援するとともに、延長保育や病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスの提供体制の整備、保育士資格等の取得支援や子育て支援員研修などに取り組んできました。

 保育所等の整備

・保育所：12か所、認定こども園：37か所

 子育て支援員研修

・8コース、修了者数144名（うち22名は基本研修修了者）

○ 放課後児童対策として、915か所の放課後児童クラブや132か所の放課後子供教室の運営を支援するとともに、6圏域ごとに放課後児童支援員資格認定研修を開催したほか、放課後子ども総合プラン関係者の研修会の開催など、従事者の確保や資質向上に取り組みました。

 放課後児童支援員認定資格研修

・道内6圏域で開催、修了者数519名（うち15名は一部科目修了者）

○ 子育て支援活動を行う団体や地域子育て支援拠点の従事者などを対象とした「子ども・子育て応援セミナー」を14振興局毎に開催するなど、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成に取り組んできました。

○ 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、両立支援推進企業表彰や、仕事と家庭を考えるシンポジウムの実施など普及啓発に取り組むとともに、希望する企業に両立支援促進アドバイザーを派遣するほか、企業等でのセミナーや父親参加型親子体験イベントの実施など、父親の育児参加の促進に努めました。

○ 乳幼児の健康診査や訪問指導等に対する広域的・専門的な支援を行うとともに、小児救急電話相談事業の充実（深夜帯の時間延長（23時～翌8時））などに取り組んできました。

○ 子育て世帯の経済的な負担の軽減のため、市町村と連携し、就学前の乳幼児の医療費や、小学生の入院費、母子家庭又は父子家庭の子どもの医療費及び親の入院費に対する助成に取り組んできました。

(3) 主な目標値の状況

項 目	目 標		H 2 7実績	摘 要
	事 業 量	年 次		
待機児童数	ゼロ	H 2 9	9 4人	
認定こども園設置数	2 9 8か所	H 3 1	1 1 0か所	
	1 1 2か所	H 2 7		
時間外保育（延長保育）	8 5 6か所	H 3 1	7 3 3か所	
	7 5 0か所	H 2 7		
病児・病後児保育	8 6か所	H 3 1	4 5か所	
	5 0か所	H 2 7		
一時預かり	5 4 0か所	H 3 1	5 1 5か所	
	4 8 1か所	H 2 7		
放課後児童クラブ	1, 0 1 6か所	H 3 1	9 8 7か所	
	9 8 4か所	H 2 7		
地域子育て支援拠点	3 9 8か所	H 3 1	3 8 3か所	
	3 8 7か所	H 2 7		
ファミリー・サポート・センター	7 6市町村	H 3 1	5 3市町村	
	5 3市町村	H 2 7		
1歳6か月児健康診査受診率	1 0 0%	H 3 1	9 6. 5%	
3歳児健康診査受診率	1 0 0%	H 3 1	9 6. 0%	

(4) 今後の対応

- 今後も増大する保育ニーズに対応し、保育所等の受け入れ定員の拡大や保育の担い手確保に取り組めます。
- 多様な保育ニーズに対応するとともに、地域全体で子育て世帯を応援するための体制整備が図られるよう、市町村子ども・子育て支援事業の積極的な実施を促進します。
- 育児休業制度整備事業所の割合や年次有給休暇の取得率など全国に比べ低い水準にあることから、引き続き、仕事と家庭の両立支援に係る制度の普及や気運醸成に取り組めます。
- 乳幼児の健康診査は、子どもの発達支援等のほか、児童虐待の防止の観点からも、市町村と連携し、全ての子どもが受診するよう取り組めます。

重点施策目標 3	子どもの安全・安心の確保
道民全ての宝である子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守り、その安全・安心をしっかりと保障できる環境づくり	

(1) 現状

児童養護施設等の小規模化は、一定程度進んでいますが、平成41年度までに、「本体施設」「小規模グループケア等」「里親・ファミリーホーム」の割合が、概ね3分の1となるよう、計画的な整備を促進することとしています。また、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成26年度で、3,014件と、過去最高となっています。

(2) 取組実績

○ 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模グループケアの導入やファミリーホームの活用を推進、里親制度の普及・啓発を行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもや、ひとり親家庭の自立支援に取り組んできました。

□ 家庭的養護の推進

・小規模グループケア等：H27新規～2か所      ・ファミリーホーム：H27新規～3か所

○ 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、オレンジリボンキャンペーンや道内8か所でのシンポジウムなどを行うとともに、市町村や医療・保健機関等と連携し、虐待リスクのある家庭の早期把握や、児童相談所職員に対する研修、道警担当者との会議など、児童相談所の専門性や対応力の向上に取り組んできました。

□ 児童虐待の通告先や相談窓口の周知

・児童相談所全国共通ダイヤル：189（いちはやく）の普及啓発

(3) 主な目標値の状況

項 目		目 標		H27実績	摘 要
		事業量	年 次		
家庭的 養護の 推進	本体施設	66.4%	H31	69.8%	
	小規模グループケア・地域小規模児童養護施設	7.5%		4.6%	
	里親・ファミリーホーム	26.1%		25.6%	

(4) 今後の対応

○ 児童養護施設等の子どもたちが、できる限り家庭的な環境のもとで暮らせるよう、施設の小規模化を、引き続き計画的に推進するとともに、児童養護施設等を退所する子ども等の自立に向けた支援に努めます。

○ 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化を図るため、より一層、市町村や関係機関との連携強化や役割分担など、児童相談体制の充実に努めます。

IV 第三期計画の推進

○ 重点施策目標等の達成のため、各ライフ・ステージ毎の施策の強化を図り、本道全体の少子化対策の一層の加速化を図ってまいります。

○ 総合的な少子化対策の推進のため、全庁を挙げての取組はもとより、官民や、道と市町村とが連携した取り組みを進めてまいります。また、道民の方々とともに、社会全体で子どもを守り育てていく気運の醸成に取り組み、本道全体で少子化の流れを変え、子どもの未来に希望や夢が持てる社会の実現に向けて取り組んでまいります。